

平成24年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

平成24年12月18日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成24年12月18日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(16名)

1番 魚谷 洋一君	2番 魚原 満晴君
3番 田中隆太郎君	4番 広田 清晴君
5番 荒川 政義君	6番 中本 博明君
7番 松井 岑雄君	8番 今元 直寛君
9番 尾元 武君	10番 平野 和生君
11番 吉田 芳春君	12番 濱本 康裕君
13番 久保 雅己君	14番 小田 貞利君
15番 平川 敏郎君	16番 新山 玄雄君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 中尾 豊樹君	議事課長 中村 和江君
書記 大下 崇生君	書記 林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	副町長	岡村 春雄君
教育長	西川 敏之君	公営企業管理者	石原 得博君

総務部長	星出 明君	産業建設部長	西本 芳隆君
健康福祉部長	西村 利雄君	環境生活部長	松井 秀文君
久賀総合支所長	松村 正明君	大島総合支所長	北杉 憲昌君
東和総合支所長	木村 順一君	橘総合支所長	中原 義夫君
会計管理者兼会計課長			岡本 洋治君
教育次長	中野 守雄君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
総務課長	奈良元正昭君	財政課長	中村 満男君
教育委員会総務課長 ...	島原 資郎君		

午前 9 時 30 分開議

議長（新山 玄雄君） おはようございます。14 日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第 1 . 一般質問

議長（新山 玄雄君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問の通告は 4 名であります。

通告順に質問を許します。まず、11 番、吉田芳春議員。

議員（11 番 吉田 芳春君） 11 番、吉田でございます。私は、県立高校の再編整備計画について一般質問通告した後に、周防大島高校は、安下庄、久賀の 2 校舎体制から安下庄校舎へ設置場所を一元化する改編案が県教委から示されたことを中国新聞の報道で初めて知りました。私がかねてより一刻も早く統合し、名実ともに周防大島高校教育の充実、発展を図る必要があるとの認識をいたしておりましたので、通告どおりお尋ねいたします。

平成 19 年度に、安下庄高校と久賀高校が統廃合して周防大島高校が誕生し、既に 5 年を経過しております。再編当初、久賀校舎にある福祉棟を利用し、福祉棟が安下庄校舎に建設されるまでは 2 校舎体制で学校運営する方針が示されておりました。将来は安下庄校舎に統合になる。しかし、まだ決定ではなく、今後、地元の中学校卒業生の入学状況や諸般の事情を考え、地域の皆さんの御意見を聞きながら決定していくと県教委は発言しておりました。実際には在校生や保護者の方々の意見も何も聞かないままに、一方的に 2 校舎体制を見直して、安下庄校舎へ平成 26 年度から集約する改正案がこのたび発表されております。

統合前、久賀、安下庄両高校はともに、各学年、普通科 2 学級で 140 人の生徒が在籍しておりました。再編当初、普通科 105 人、福祉科 35 人の定員で生徒を募集されましたが、普通科、

福祉科とも大幅な定員割れで、その後、普通科は80人に入学定員を削減したにもかかわらず、さらに定員割れが続いております。今年度は53人しか普通科に入学しておりません。1クラス40人学級でしたら2学級に満たないので、分校化が募集停止になり、大島から高校がなくなります。そうなりますと、町の教育行政をあずかっています教育委員会の資質が問われることとなります。また、私たち議員も町長にも責任の一端があります。このように深刻な入学状況が続いておりました安下庄校舎へ統合することは本当によいのだろうかと疑問に思うのは私だけでしょうか。県立高校再編整備計画で示されておりますが、1学年2学級に満たない高校については分校化にすると明言されております。

安下庄校舎の普通科を受験しない大きな要因は、2校舎に分散されていること。部活において、特に野球部では、野球場、野球部の寮、そして普通科の校舎が一体となっていないこと。また、交通の利便性が悪く、保護者に経済的な負担を強いられていることなどが考えられます。いま一度、設置場所等を含めて、地域住民の皆さんや教育関係者の方々の御意見等を聞き、原点に立ち返って最終的に判断していただきたいと思っております。

県も国も財政難の折、高額の予算を投じて安下庄校舎を整備しても定員が確保できなければ、校舎は整備したが廃校になった場合、税金の無駄遣いと住民から非難を受けることにもなりかねません。よって、入学状況や諸般の事情等を考慮し、また生徒の通学の利便性や保護者の経済的な負担軽減等を鑑み、一刻も早く周防大島高校の設置場所を安下庄から久賀へ変更して1校舎体制を確立し、魅力のある高校教育の充実、発展を町民は願っております。

県立高校再編整備計画は、県議会や県教委が解決すべき問題であるとの考え方もありますが、実際には地元の中学生や保護者の方々に直接影響を及ぼすこととなります。安下庄校舎の普通科を久賀校舎へ、久賀校舎の福祉科は現行のままで集約し、そして福祉の専攻科を久賀校舎へ併設すれば、現在ある野球場、野球部の寮、そして女子寮も有効活用でき、野球部等の部活で移動に必要なスクールバスも必要なくなります。最少の経費でスムーズに集約できると思っております。今ならまだ設置場所の変更が間に合うと思っております。周防大島高校の設置場所がどうして安下庄校舎でなければいけないのか、久賀校舎はだめなのかを町民の皆さんにわかりやすく説明していただきたいと思っております。

私は、高校教育の中身についてとやかく言っているのではありません。日本教育新聞では、全国の公立小学校で平成17年度以降から毎年200校以上の小学校が廃校になっていると報道されています。本当にびっくりしました。柳井市内でも3校の小学校が今年度で廃校になります。また、町内の和田小学校も来年度で廃校になります。小学校が廃校になるということは、中学、高校、大学等の学生が大幅に減少することになるわけです。要は、将来にわたってどこを周防大島高校の設置場所にしたいかが維持、存続できるかを考えていただきたいだけのことです。

す。難しいことではないと思います。どうか椎木町長さん及び新教育長になられました西川教育長さんの御英断により、知事部局や県教委に対し、周防大島高校の設置場所を久賀校舎へ変更について重点要望していただきたいと思います。

次に、シルバー人材センターの設立についてお尋ねいたします。

周防大島町は、高齢化率が47.7%と全国的にも高く、今後も引き続き高齢化率の進展が予想されております。高齢者の皆さんが昔培った豊富な知識や技術を活かし、高齢者の方々の働く場として、シルバー人材センターをぜひ設立していただきたくお願いするものであります。

全国的にも各自治体にはシルバー人材センターが設立されており、高齢者の皆さんの雇用促進に大きな貢献を果たしております。椎木町長さんは、高齢者の皆さんが生涯現役で元気なまちづくりの推進を掲げておられます。その実現の一環として、シルバー人材センターを設立し、高齢者の雇用対策と生きがい対策にも大きく貢献できるものと確信いたしております。ちなみに、シルバー人材センターに登録される皆さんは元気で、しかも長生きで活躍されていることが統計調査で明らかになっております。このことは、国保会計の厳しい折、医療費の節減に大きく貢献し、みずからの健康管理にも生かされているのではないのでしょうか。

シルバー人材センターの設立につきましては、公益社団法人として定款を定めたり、国等の認可を受けたり、その他必要な手続がありますので、町独自でシルバー人材センターを設立するよりも、近隣にあります柳井地区広域シルバー人材センターに加入させていただくことがよい方法ではないでしょうか。柳井地区広域シルバー人材センターには既に田布施町、平生町が加入しており、事務所としての実績もあります。当初加入に当たり、事務所の確保やパソコン、軽トラック、草刈り機などの必要最小限の経費を加入自治体が負担することになるかと思っております。

いずれにいたしましても、本町にシルバー人材センターを設立し、高齢者の皆さんが、心豊かで、はつらつとした高齢化社会の実現に向けて努力していただきたいと思います。

次に、行財政改革についてお尋ねいたします。

平成16年10月1日に大島郡4町が合併し、早くも8年が経過いたしました。合併当時、町長をはじめ職員の皆さんは、試行錯誤で何とか住民の皆さんに不便や御迷惑をかけないように、また行政サービスの低下と言われないように、一丸となって一生懸命頑張ってきたと思います。合併当初は、各課の統廃合や、民間にできることは民間へということで指定管理者制度を導入し、行財政改革に積極的に取り組んでおりました。しかし、合併当時に比べて、行財政改革の取り組みにスピード感が見受けられないような気がします。私は、税金の無駄遣いをなくし、行政のスリム化に努めるべきだと思います。行財政改革に取り組む決意をお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（新山 玄雄君） 西川教育長。

教育長（西川 敏之君） 失礼いたします。吉田議員さんの県立学校再編整備計画についての御質問にお答えいたします。

既に御案内のとおり、山口県教育委員会では、特色ある学校教育づくりを推進し、選択幅の広い教育の推進や活力ある教育活動の展開、多様な人格と触れ合うことによる豊かな人間性を育成するなど、高校教育の質をより高めていくために、県立高校の再編整備に取り組む中で、望ましい学校規模の確保とともに、生徒のニーズや社会の変化を踏まえながら、学校、学科の設置等を進めております。

本町におきましても、中学校卒業生数の大幅な減少が見込まれる地域でありますことから、周防大島高校に対して、地域の知恵と力を結集し、広く地域内外の生徒の期待にも応える特色ある学校づくりに取り組み、地域に貢献する高校として、その存在感を発揮し続けるよう努めていくことが重要であると考えております。高校の教育政策全般は、指導内容も施設設備の面も県教委の所管ではありますが、町当局でも、これまで議会でも答弁しておりますが、島から高校の灯を消してはならないという強い思いから、周防大島高校に対して教育活動の活性化を目的とした予算化を行っております。周防大島高校の改編について、一部新聞報道で取り上げられておりますが、未来や地域をつくる子供たちのかけがえのない財産としてしっかりと育ていけるよう、これまでと同様に今後も推移をしっかりと見守りたいと考えております。

周防大島高校の設置場所等については、町内にも多様な意見があることから、議員さんがおっしゃったように、県への要望については慎重に取り扱わなければならないと考えております。

周防大島高校の存続のために、引き続き町としても努力してまいります。議員各位におかれましても、なお一層の御理解と御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 吉田議員さんのシルバー人材センターの設立についての御質問でございますが、お答えをしたいと思います。

シルバー人材センターは、高齢者の自主的な団体で、臨時的、短期的な仕事を確保し、組織的に提供する業務を担う公益社団法人として設立されておるといふふうに認識をいたしております。

山口県内には14のシルバー人材センターが設置されておまして、議員さん御指摘のとおり、現在、周防大島町にはシルバー人材センターはございませんが、近隣では柳井広域シルバー人材センターが平成元年に設立され、その出張所として田布施、平生の2町に事務所がございます。

センターの設置につきましては、周防大島町では平成17年に老人クラブ等を対象にアンケート調査を実施しております。そのアンケート結果につきましては、設置してほしい人は58%と

過半数を超えておりましたが、反面、シルバー人材センターは高齢者の方が会員登録をして業務を展開していくという形になりますが、入会登録をしたいという人は13%と非常に少ない数値でございました。センターの本旨であります就労の機会を得たいという登録希望者が少なかったのは、本町においては、高齢者の方も生涯現役として家業の農業、漁業等に従事しておられることが一つの要因であったと思われまゝ。さらには、事務所設置ということになれば、その設置及び維持にかかる町の財政的な負担も必要になるかと思ひます。

また、本町には、シルバー人材センターという名前ではありませんが、周防大島町社会福祉協議会に、サービス受給側の立場から住民参加型有償サービス事業がございます。平成23年度の実績を見ますと、協力会員数が90名、利用回数は延べ923回で、平成19年度と比較いたしましても、会員、利用回数とも約3倍、その数は年々伸びているという状況になっております。基本的にはシルバー人材センターと同様なシステムでありますので、雇用と生きがい対策ということであれば、まずこの制度を活用していただくことで高齢者の皆さんがこれまで培ってこられた知識や経験等を生かした活動をしていただけるのではないかというふうに思っております。基本姿勢は従前どおりでございます。

今後とも住民の皆さんのニーズを考慮しながら、さまざまな視点から調査研究を行う必要はあろうと思っております。

3点目の御質問で、行財政改革についてのお答えをしたいと思います。

私は就任以来、常に財政の健全化を念頭に各種事業を展開し、合併して良かったと実感できる、幸せに暮らせるまちづくりに努めてまいりました。また、前任の中本町長におかれましても、合併後の三位一体の改革等による厳しい財政環境のもと、行財政改革に積極的に取り組んでこられました。合併後8年余りが経過をいたしました。その間、平成18年度から22年度までの計画期間による第1次行政改革大綱や定員適正化計画を、そして現在は平成27年度までの第2次行政改革大綱と定員適正化計画を策定し、これに沿って行財政改革を推進しているところであります。

そこで、これまでの取り組みに対する御質問でございますが、その一例を申し上げますと、組織・機構の見直しでは、総合政策課と企画課を統合し政策企画課へ、水道課と下水道課を統合し上下水道課へ、医療保険課を健康増進課へ統合、教育支所の廃止などであります。一方で、県内の町で初めてとなる福祉事務所を新たに設置し、住民サービスの向上に努めてまいりました。また、公募8グループ16施設、非公募20施設、合わせて36に及ぶ施設に指定管理者制度を導入し、その指定期間につきましても見直しを図ってまいりました。さらに、町内4カ所の学校給食センターを全て業務委託による運営に切りかえるなど、民間活力の活用にも努めてまいりました。

このような取り組みを進めることによりまして、合併時381名だった町職員数は現在272名、109名の減で29%の減少率というふうになっております。来年4月1日には114名の減、30%の減、約267名という予想をいたしておるところでございます。これは、合併当初から、この定員適正化計画とは別に、どのぐらいの職員数が適正なのかということはずっと考えてまいりました。第一の目標とすれば、やはり30%減ということで267名という数字がありましたが、それが来年の春にはようやく達成できるという見込みが立ってまいりました。加えて、議員の皆様のお英断によりまして、町議会議員の定数も合併時の26名から、平成20年には20名、そして、このたびの改正におきましては16名へと削減がなされたところでございます。

このような改革を経て、合併時より人件費は単年度で7億円、借金の返済額であります公債費は単年度で8億円、これが削減されております。また、町債残高は約53億円の減少を見たところであります。また、基金の合計額で申し上げますと、合併時より約29億円増加し、その合計額は約51億円となってきたところでございます。このような状況でございますが、また経常収支比率、実質公債費比率など各種財政指数も一定の改善が図られておりまして、まだまだ道半ばではあります。財政の危機的状況からは脱したものと思っております。

そのような状況におきまして、今後の取り組み方に対する考え方ではありますが、地域主権改革による義務付け・枠付けの見直し、権限移譲等が推進される中、地域独自の発想と行動が求められ、真に自立できる足腰の強い行財政システムの確立が必要であります。さらに、間もなく合併から10年を迎えることとなりますが、合併後10年を経過いたしますと、合併に伴う財政的支援が徐々に削減されることとなります。無駄を省き行政をスリム化することも今まで以上に努力すべきものとなってまいります。

具体的に今後の取り組みの案について申し上げますと、総合センターや文化センター等の貸館業務や町税等の徴収事務の外部委託、上下水道や公営住宅の維持管理業務の指定管理者制度の導入といったものの調査研究を行ってまいりたいと考えております。

スピード感が見受けられないといった御意見もございましたが、直ちにできるものはスピード感を持って対応し、先ほど例として申し上げましたもののように、調査研究に時間を要するものにつきましては慎重に検討を行いまして、適切に対応してまいりたいと考えております。また、職員の意識改革といった目に見えない内なる改革も必要であります。行財政改革は、持続可能な住民サービスの維持、向上を目的とする一つ的手段であります。今後とも不断の努力により、住民の皆様のためになる行財政改革を推進してまいりたいと考えております。

議長（新山 玄雄君） 吉田議員。

議員（11番 吉田 芳春君） 御答弁ありがとうございました。特に、高校教育につきまして

は予想どおりというか、まことに残念な御答弁で本当がっかりいたしました。先ほど申し上げましたけれども、町の教育行政をあずかる教育委員会として、もっと中身のある御答弁をいただけたらなと思っておりましたけれども。県立高校の問題は県教委等で協議されるのはよくわかっておりますけれども、新聞報道でもありましたように、もう一刻を争うような時期でございますので、もうこのときを逃すと将来、先ほども申し上げましたように、廃校になったら、本当に私たち議員も町長さんもやっぱり責任の一端、その当時どういう対応をしていたのかというのが問われると思います。本当に高校教育というのは重要な課題でありますので、いま一度さらなる調査研究、また保護者とか、いろんな教育関係者の方々の意見も聞きながら取り組んでいただきたいと思います。もう上から決まって、福祉の専攻科が旧久賀高校に設立されるとかというようなのが皆知らないままに進んでおるわけであります。ですから、本当に住民の声を聞いて、そういう計画が進んでいるのかどうなのかなというのをみんな疑問に思っていると思いますので、やはり開かれた行政ということで、いま一度、住民の声を真摯に聞きながら最終的に判断していただきたいと思います。

恐らく議員さん方におかれましても、私はこのたび町議会議員になったばかりでありましたので、前のいきさつ等もよくわかりませんが、議員さん方にも、そういうことを重々説明していただいたり、そしてまた住民からのそういう声を集約したりというようなのがあったのかどうなのかなというふうに思っております。高校問題につきましては、その他お尋ねしたいことはたくさんありますけれども、一応、この辺で高校問題は閉じさせていただきます。

それと、シルバー人材センターでございますが、調査されたということですが、これは合併した当時ですから、もう随分古い統計だと思います。シルバー人材センターは、山口県内では周防大島町と上関町だけが設立されていないということです。山口県シルバー人材センター連合会というのがありますが、そこでもやっぱり周防大島町にシルバー人材センターが設立できないのかというようなことで、積極的にいろんな事業もあるようでございます。そういうところにも相談されたり、それから県では労働政策課とかございますので、やっぱりそういう観点から聞いておりますと、さっきは社協のほうで有償ボランティアでやっているし、かなり実績もあるようでありますが、それでシルバー人材センターにかわるものではないと思います。シルバー人材センターは高齢者の雇用対策ということになりますので、やっぱりきちとした形で、そういう高齢者が生き生きと元気で、はつらつと高齢化社会を過ごしていただけるような取り組みに取り組んでいただきたいと思います。その辺をここで議論してもしょうがないかもしれませんが、担当課とかでしっかり協議してやっていただきたらと思います。

それと、今の行財政改革も、椎木町長さんが、以前、副町長とか、総務部長もやられておりましたけれども、そのときはかなりスピード感があって行財政改革を進めておったと思いますけれ

ども、町長になったら何かこういうような面が後退しているように私側から見とって思うわけでございます。でありますので、いま一度やっぱり行財政改革は、今年やったら終わりというものではなくして、将来に向けてさらに、行財政の厳しい折でございますので、行政のスリム化等、積極的に取り組んで、やっぱりそういう行財政改革をどんどん進めていただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 吉田議員さんの御質問にお答えしたいと思います。基本的には、今、吉田議員さんがおっしゃられましたとおり、県立高校につきましては、私どものほうで、例えば教育内容とか、または学校の施設整備またはその統廃合、再編とかいうことについて全く権限を持たされていないわけでございまして。先ほど、新聞報道で知ったということでございしましたが、特に私たちのほうにどうこうしてよろしいかというような御相談もございませんし、私たちが今考えておるのは、主体的なものとするれば、当然、県教委でございますので、私たちは、ことしの3月でしたか、議会でも申し上げましたが、この周防大島町から高校の灯を消してはならないということで、できるだけ御支援は申し上げたいということで、今現在、周防大島高校を支援する会というような組織を立ち上げて、その中で、生徒確保のための寮費の助成または高校での教育の手助けになるような施策について、私たちも少しでも援助させていただきたいということで、今そのようなことをさせていただいております。保護者の皆さん方からは大変ありがたいというお言葉をいただいておりますし、また寮費の助成などにつきましては、野球部とか、または町外から来られる生徒の皆さん方にとりましては非常にありがたいことだということで、来春の入学の応募に期待をしているというようなところでございます。

今の、町長とか教育長が県に対してから重点要望をして、というお話がございましたが、町長とか教育長がするということは、この周防大島町という団体意思の決定、団体を代表してからやるわけでございますので、それはいろいろ多様な意見があると思えます。そうした中を一點的にそのような要望を出すということについては、先ほど教育長が申し上げましたように、より慎重にならなければならないというふうな気持ちでおるところでございます。

次のシルバー人材センターの設立についてでございますが、これは吉田議員さんも当時総務課長さんでおられたときの統計資料でございまして、その当時は確かにアンケートをとったら入会登録をしたいという人は13%ということでございました。そこで、シルバー人材センターの設立には当時、平成17年は至らなかったということでございまして、今そのようになっておりますが。私たちは、それから後にも社会福祉協議会の住民参加型有償サービス事業ということについて、さらに社会福祉協議会と詰めまして、さらにもっと充実したもの、皆さんが登録しやすいもの、そして皆さんが仕事を頼みたいような制度にしていこうということで、社会福祉協議会に

もお願いいたしました。そして、現在、利用回数が年間923回というふうに多数に、伸びてきておるわけございまして、その利用者・回数は平成19年と比べると約3倍、そして、その数は年々伸びておるという状況でございます。さらにここで別のシルバー人材センターをつくってというのは、言われますように、全く同じ制度ではございません。しかしながら、ほとんどシルバー人材センターと似たような制度でございまして、せっかく町の社会福祉協議会が一生懸命やっていたいて、そして、その制度が定着しつつあるところでございますので、もし、この制度にかわるものとするれば、やはりこの社会福祉協議会のサービスを少し見守り、そしてシルバー人材センターが同時に並行して立ち上がったときに本当にどうなのかということも検証しながら、もう少し推移を見守っていきたいというふうに思っておりますのでございます。

もう1点、行財政改革についてでございますが、行革のスピードが遅くなっているのではないかと御質問でございますが、要するに、行政のスリム化というものは、多様に広がっておるわけございまして、例えば課の再編、統合というだけがこの行革スリム化ではありませんし、当然、役場の中、庁内の各課の統廃合というものにつきましても、どんどん進めていけるというものではないわけでございます。先ほど申し上げましたように、合併当初から少しずつ、総合政策課と企画課、または水道課と下水道課、または医療保険課と健康増進課というような形で、だんだんと進めてまいりましたが、これがずっと、どんどん進めていけるというものではないということも御理解をいただきたいと思っております。

しかしながら、行政のスリム化には、そのような課の統合もございまして、また先ほど申し上げましたように、今現在検討しておるのは、例えば、従来のような公民館、総合センター、文化センターという名前もありますが、これらにつきましても、以前と比べ社会教育の内容が相当変化してきておるのではないかと考えております。中心的には貸館業務ということが大変大きな、メインになってきております。貸館業務の部分につきましては、極端に言えば、外部委託でもできるのではないかと御質問でございますが、社会教育を無視するわけではございません。社会教育は社会教育で、当然、町の職員として、重要な政策でございますので、進めていかなければなりません。しかしながら、貸館というのは非常に多くなっております。今、各文化センターや総合センター等で利用されている方の大半は貸館業務ということで、町の社会教育主事がついて指導して、社会教育をやるということではなくて、自主的な団体が自主的な事業活動をやっておる。それに場所を提供するということが非常に大きくなってございます。そのようなことを考えますと、貸館業務につきましては、民間的な形でもよろしいのではないかと御質問でございますが、先ほど申し上げましたように、まだまだ大きなものもございまして、例えば、上水道、下水道の維持管理につきましては、他の自治体では、そのように民間に移しておると御質問でございます。しかしながら、これはスピード感も大事ですが、本当に

慎重に検討して、そして今の維持管理サービスが低下しないということが一番大事でございます。そこらを考えますと、相当慎重に検討を要するのではないかと考えておるところでございます。先ほど申し上げましたので重複しますから申し上げますが、上水道や下水道だけではなく、たくさんのそのような維持管理について、民間に指定管理的な形で出せるのではないかとというようなことにつきましては慎重に検討を進めさせていただいておりますので、スピード感も大事でございますが、さらに慎重に、そのような行革については取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（新山 玄雄君） 吉田議員。

議員（11番 吉田 芳春君） ただいまのシルバー人材センターの件ですけれども、今、社協がやっている有償ボランティア等で対応できるからということで、利用者も多いというような答弁でした。要はシルバー人材センターを設立しなくてもいいというような後退的な意見でございましたけれども、それだけ有償の社協での利用が多いということは、例えばシルバー人材センターを設立したら、さらに充実したサービスが提供できるのではないかと、裏を返せば、そういうものだと思います。シルバー人材センターは、運営が当然国等の補助とか、それと会員登録の登録料、あるいはいろんな手数料等で賄うわけでありましてけれども、当然それだけで賄えないと思いますので、その賄えない部分については、もし柳井地区広域シルバー人材センターに加入させていただければ、柳井市と平生と田布施と周防大島町が均等割とか、それとか人口割で、そんなに大きな金額ではないと思います。そのわずかな予算で高齢者の方々の生きがいというか、そういうものに、町として取り組んだら、さらに高齢者の皆さん方が元気で生涯現役で活躍できるのではないかと考えていますので、いま一度、シルバー人材センターにつきまして、担当課のほうでその辺のところをよく研究していただいて、それを設立するよりも、社協での有償ボランティアがいいのかどうなのかも再度検討して、取り組んでいただきたいというふうに考えております。

議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） シルバー人材センターにつきまして、今、財政的なものは全く申し上げておりませんでした。実はシルバー人材センターに対する補助金は、近隣を調べてみますと、平成23年度で、柳井市が1,065万円、そして田布施町が283万円、平生町が250万円。そして、これに登録する場合は、年会費として2,500円、登録される方から取っておるわけです。そのような形でやっておるのがシルバー人材センターでございます。町の社協の有償サービスにつきましては、町社協の事業として取り組んでいただいておりますので、全く町からの補助金は出ておりませんし、また登録される方も社協の有償サービスにつきましては年会費は取っておりません。そのようなことからすると、非常に登録もしやすいし、お頼みもしやすいのではないかとこのように考えておるわけでございます。

そして、シルバー人材センターを立ち上げるということになりますと、柳井の広域センターの出張所という形になりますが、当然初期投資として、正確に見積もっておりませんが、数百万円の初期投資と、そして、そこに出張所の職員は、当然その維持管理をしなければなりませんし、そういう手続をするわけでございますから、当然職員の人件費も負担しなければなりません。今現在、全くここに似たようなものがなくて、高齢者の皆さん方が大変お困りだということであれば、それはまた町から、そのような財政支出をしながら人材センターを設立し、維持管理するということも必要であろうと思いますが、シルバー人材センターと町社協の有償サービス等につきましては、特にそんなに大きな差異はございませんし、そういたしますと、財政的な問題、そして事務所の維持管理、人件費、そして登録される方の登録年会費としての2,500円かゼロかというようなことを考えますと、今のところ町社協の有償サービスで十分事足りておるのではないかというふうに思っております。このようなことは調査をいたしておりますが、さらにまた老人クラブ等、その対象者の皆さん方が本当に、有償サービスとシルバー人材センターと比較したとき、シルバー人材センターのほうがいいんだというようなメリットがあれば、それはまた十分検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 吉田議員。

議員（11番 吉田 芳春君） いろいろ御答弁いただきましたけれども、随分食い違っておるところがたくさんあるんですけれども、やり方をやっぱりよう考えんといけんと思います。ただ、それはそれであるからいいとかいうような問題ではなくして、やっぱりシルバー人材センターが実際に山口県内でも、ここ周防大島町と上関町だけというようなことを鑑みますと、やはり設立してやったほうがより良いというのは間違いないと思います。

要は、さっきいろいろ予算的なこともお話をいただきましたけれども、町がいろいろ発注しとる、外注しとるものがあると思いますけれども、外注で草刈りとか、雇用対策でもいろいろやっておりますけども、そういう事業をシルバー人材センターを通してすると、一応、今、柳井地区広域シルバー人材センターでは10%ということでございますから、年間、町のほうが外注で約3,000万円出せば、10%っていえば300万円、300万円といえば、先ほど言いましたように、職員というか、その人件費とか、それから事務所の維持管理とかいうようなものが賄えるわけでありますので、そういうようなことでまた雇用の幅を広げていけると思います。そういうようなこともいろんな角度から考えて、もう頭から社協がやっておりますのでこれで進んでいくんだというんじゃなくて、再度また検討していただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で、吉田議員の質問を終わります。

議長（新山 玄雄君） 次に、15番、平川敏郎議員。

議員（15番 平川 敏郎君） 改めまして、おはようございます。15番、平川です。通告させていただきました8月6日臨時会における東和中学校屋内運動場耐震改修工事の質問に対する執行部答弁及び同入札後の再苦情申立書について質問をさせていただきます。

さきの議会で開会された8月6日臨時会において、平成24年度周防大島町立東和中学校屋内運動場耐震改修工事の共通仮設率、現場管理費率が設計コンサルタントによって計算式が随分違うような懸念があると、私、質問いたしました。執行部の答弁では、県の積算基準に基づいて積算しており、同一であると考えているとのことでありました。また、内容についても相違ないと考えているとのことでした。

しかしながら、入札後の再苦情申立書の8月3日の回答では、本題である率の取り扱いは、平成23年度版国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事共通費積算基準」により積算しているとのことでした。8月3日の再苦情申立書回答は、平成23年度版国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事共通費積算基準」により積算している及び8月6日の臨時会答弁では、県の積算基準に基づいて積算している。さらには、積算は同一かつ内容も相違ないということに対して、公文書開示後において、今後問題が生じると考えますが、各再苦情申立書について見解をお尋ねいたします。

議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 平川議員さんの8月6日臨時会における東和中学校屋内運動場耐震改修工事の質問に対する執行部答弁及び同入札後の再苦情申立書についての御質問にお答えしたいと思います。

東和中学校屋内運動場耐震改修工事の設計において、その工事の入札後、疑義があるとの苦情申立が8月3日に提出をされました。それ以来、これまで6回の申し立てがありまして、9回に及び話し合いを行ってきたところであります。なお、これまでの申し立ての内容を要約してみますと、東和中学校屋内運動場耐震改修工事における積算においては、工事費が過大に積算されているとの指摘であろうかと思っております。私も担当者とともに東和中学校屋内運動場耐震改修工事の設計書等を精査いたしましたが、御指摘のあった諸経費の考え方については適正なものであったというふうに思っております。ただ、諸経費計算表におきまして、その他工事と表記されている箇所がありました。これは、積算基準書でいうその他工事とは内容が異なるものでありますが、同様な表記になっていたことによって誤解を招いたと思われ、不適切な表記であったと思っております。

これまで教育委員会が発注した建築工事の設計、積算については、建築技術者がいないということもありまして、積算までの全てを建築設計コンサルタントに業務委託をしております。

8月6日の臨時会における平川議員さんからの「コンサルの諸経費の計算は同一か、積算内容についても相違はないか」との御質問に対しまして、コンサルは山口県の積算基準に基づいて積算しており、諸経費の計算方法は同一で、積算内容についても相違ないと答弁をいたしたところでございます。しかしながら、今回の苦情申し立てを受け、町発注工事の積算内容について調査を進めていくうちに、建築設計コンサルタントによっては、その他工事の解釈に違いがあるということがわかりました。これによって諸経費に違いが生じる可能性があることも判明をしたところでございます。

今回の御指摘を踏まえまして、今後においては、建築工事における諸経費計算表等の様式を統一し、積算基準については、従来どおり山口県建築工事積算等取扱要領に基づき積算いたしますが、可能な限り設計条件を明示するなど、誤解を招かないような仕様書の作成を考えているところでございます。

議長（新山 玄雄君） 平川議員。

議員（15番 平川 敏郎君） 8月6日の臨時会の執行部答弁において、積算は同一かつ内容も相違ないということで議会承認となりましたが、公文書を開示において、当初は管理事務所を設ける、開示後は管理事務所を設けないということになっており、これは前項でいけば1.0を乗じる。後項では0.9を乗じる。予定価格を定めた設計書と応札者に渡した設計書が異なっている中での入札について、低価格入札においては、応札者に対して、応札金額調整において、現状で1円でも失格という観点から見れば、公正公平な入札であったと言えるのか。まずこの1点について。それと今年度、入札執行において、積算ミスによる再入札ということ踏まえれば、同様な考えも必要であったのではないかという点について。さらには、平成24年4月1日以降発注の橋斎場建設工事は、平成23年度版国交省積算基準で予定価格を設定している現状を踏まえれば、本工事の積算は各工事において各積算は同一でないと考え、議案における質疑に対しての答弁と相反していることは議決の上で大きな問題があると考えますが、質問をいたします。

議長（新山 玄雄君） 島原教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（島原 資郎君） 最初の入札仕様書における誤りがあるというところの監督員事務所を設けるか、設けないかの御質問だろうと思っておりますけど、これについては、たしか起工設計書には設けないということになっておりまして、入札における仕様書には設けるという誤りがございました。これは大変不適切なことだったと思います。ただ、そのとき一緒にお示しました図面の中の特記仕様書、これにおいては設けないということも記入しておりました。こちらで相反するというようなところが出てきたんですけど、入札前の質問においては、そのような質問等は出てきてないところでございます。ただ、仕様書に誤記があったということは確かに遺憾なことでありますので、これはお詫びしなければいけないと思っております。ただ、これに

基づいて入札が必ずしも不適切かどうかということになりますと、工事費が、これが過大となるというのではなくて、起工設計書では金額は下がっておりますので、低価格に結びつくものではないのではないかと思っております。それによって指名業者の方には同一条件で入札をやっていただいておりますので、特に不利益を与えることはなかったのではないかとと思っております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） いいかね、あれで、答弁は。（「答弁終わってないですよ」「橋斎場の答弁がない」と呼ぶ者あり）島原教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（島原 資郎君） 橋斎場とほかの工事、24年度に発注した工事との比較でございますが、私どもが確認をさせていただいたところによりますと、その内容については、それぞれの基準、山口県の基準でやっておるところでございます。この内容について、共通仮設費、現場管理費においても、東和中学校におけるところのその他工事でございますが、これは建物本体の部分に含まれてないというところもございまして、この山口県の積算基準に基づいていけば、特に問題はなかったかと思っております。斎場等のこれは所管が教育委員会ではないので、ちょっとその内容についてはお答えすることはできません。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩します。

午前10時30分休憩

.....

午前10時38分再開

議長（新山 玄雄君） それでは再開します。椎木町長。

町長（椎木 巧君） 先ほどの私の答弁の中で、「コンサルは山口県の積算基準に基づいて積算しており、諸経費の計算方法は同一で、積算内容についてもそれなりというふうな答弁を8月6日にいたしております」ということを申し上げました。

それで、今、平川議員さんの後段のほうの御質問の件でございますが、斎場のことがございました。斎場はまさしく、先日お配りしておりますこれの4ページをちょっと見ていただきたいんですが、4ページの真ん中に表がございますが、国と山口県の建築工事の積算基準の改正歴というのがございます。ここの中で斎場は23年度の積算基準で行っております。それでここの、横の棒グラフで言いますと赤のところなんです、この赤のところ、23年では赤と青とは要するに違っとるわけです。赤のほう、国の基準、青のほう、県の基準ということで、23年度期間中だけ、ずれが生じております。そのときに斎場は赤のほうでやっております。そして東和中学校は、今度は24年4月以降の、今度は赤と青が一緒になっとりますが、ここの青の部分でやっております。だから、積算の諸経費の取り方については結果的には同じなんです、このように

斎場が国の設計基準、そして中学校は青の県の基準ということになりましたので、結果的にその諸経費の率について違ったわけではございませんが、これが国交省でやったのか、県でやったのかということで、私の答弁からすると、若干その差異が出てくるのではないかというふうに思っています。

それで、この今回のこのような御指摘を踏まえまして、今後におきましては建築工事における諸経費計算表の様式をちゃんと統一いたしまして、積算基準については従来どおり山口県建築工事積算等取扱要領に基づいて積算しますし、可能な限りその設計条件について、きちんとその備考の欄に明示するような形をとりまして、このような誤解を招かないような仕様書の作成を考えていきたいというふうな答弁でございますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 平川議員。

議員（15番 平川 敏郎君） 済いません。混乱しているようでございますが、再度質問させていただきます。さきの答えで起工書はある程度変わっているということですが。起工書っていうのは、私は思うんですが、これはあくまで予算どりであって、先にやって後に正規の内訳書を公表されるんじゃないんですかね。それと、ばんばんいきます。異議申立書によってやるんで、随分書いておりますんで、時間かかったら失礼ですから。

それと、8月3日の異議申立書の回答、これは平成23年度版国土交通省大臣官房官庁営繕部の公共建築工事の基準で行いましたという答えです。この回答を参考にすれば、建築工事、電気設備工事、機械設備工事を一括し、かつ同一工期内、一番大事なところですよ。同一工期内であれば、共通費、現場管理費、それは各その他において御存じのように、1%、2%。それで、公文書開示後はその他工事は別になく、共通仮設は電気設備が508万6,800円に対し4.78%、機械設備工事においては27万4,630円に対し4.96%。現場管理費率は電気にあっては532万9,949円に対し40.4%、機械設備工事にあっては28万8,251円に対し42.07%となっております。この考えでいくと、電気設備工事、機械設備工事を別発注するのと同じぐらいになりますので、一括で発注するのであれば本来の主たる工事は、先ほど言いましたように、経費率は電気機械設備は4.05、現場経費は設備、電気とも13.46。このパーセンテージからして、これが妥当だというように解釈する。当初の考えからいくと、国交省の23年度の積算基準というんで、先ほど町長がおっしゃった、国と県との違いだと言いますけど、そこで金額が変わっているのが妥当ですかね。その辺もう一回お聞きします。

議長（新山 玄雄君） 島原教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（島原 資郎君） 一番最初の起工設計書の話なんですけど、これは工事を起こすときの設計書でございまして、監督員事務所を設けないというところで積算はしていたということでございます。

それと、積算基準でございますが、私も最初平成23年の国土交通省の基準という、当初これは私どもも写しを示したところがございます。これは、財団法人の建築コスト管理システム研究所というところが、これは国土交通省が監修しているものなんですけど、それをたしかお示ししたと思います。たしかその中には、同一工期内の工事については、建築、電気・機械設備の合算でという記載もございます。それで、山口県の積算要領については、平成24年からはその同一工期であってもその建築、電気設備、機械設備を同時に合わせて出すときは、個々の工事種別ごとの経費をみるようになっております。

それで、その矛盾がございましたので、その後、国交省が出しています運用基準、これを確認しました。それには、その合算の旨の記載がございませんでした。それで、建築コスト管理システム研究所のほうの出版会社と、あと国土交通省にも確認をさせていただいたと思います。それによると、確かにこの研究所がそういうふう書いているというものはあるけれど、これは例外的なものであって、国土交通省としては合算ではなくて工事種別ごとの経費をみてよろしいということ、回答を得ております。以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 平川議員。

議員（15番 平川 敏郎君） 今課長さん、おっしゃられました。十分理解しております。ただ、回答の中で、その回答の中で途中では参考文献、この本のコピー、これを示され、「このとおりにやりました」そういう回答もいただきました。そこを私は勉強しておりました、はっきり言って。本も持っております、購入して。そのときの答えはいったいなんだったんですか。町長の答えでは山口県になりました。今の教育委員会の考えでは国交省と両方あって、という説明もあった。じゃあ、あのときのコピーで、担当の職員さんもいらっしゃいますが、そこを勉強されて示したんじゃないんですか。適当にそのときはその場しのぎで回答いただいたんですか。

それと、もう1件聞きます。長ったらしくやりよったら、もう並行線になるというのを理解していますけど。そのコピーを参考にすれば、単純に私も建築士の端くれですが、この金額でやれば、たしか230万円ぐらい下がると思います。先ほど申し上げた一括に出す、別途発注にするほうが安うなるとか、入れるとかいう問題で言いましたけど、230万円。それと、よく理解してもらいたいのは、地方財政法の第4条にあったと思うんですが、ちょっと失礼します。間違えて言ったらいけないんで。予算の執行等のうち、第4条1項に「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えて、これを支出してはならない。」というのがございます。町長の当初の答えでもあったと思いますが、その辺が判明しましたとかいろいろあるわけですが、それ理解しております。ただ、その考えたときに、2通りあったというのを担当職員で理解しとったのか。そこら辺ちょっとお尋ねします。

議長（新山 玄雄君） 島原教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（島原 資郎君） まず1点目の御質問ですけど、たしか協議の中で私どもがお渡ししたコピーが、先ほど申し上げました財団法人建築コスト管理システム研究所の本、出版物をコピーさせていただいてお示しました。この、一番私どもの不手際といいますか、たしかこの協議の中で、私ども教育委員会のほうでは技術者がいないということもございまして、御質問申し立てを受けながら調査をしたりとか、勉強していったところがございまして、最初示しましたそのような資料と一転してまたちょっとその部分がぶれていたことは、お詫びしなければいけないと思っております。

それと、先ほど230万円下がるのではなからうかというところでございますが、私どもも試算しましたが、たしか合算すれば230万円下がります。これは、この基準が当てはまれば私どももなるべく安く出したいと思っておりますので、そういう設計はしなければいけないと思っておりますが、一応その山口県の基準がそういうふう個別でやるように、積算という基準になっておりますので、今回についてはそのような基準に沿って積算させていただいたところでございます。

それと、3点目の地財法の、第4条の関係になると思っておりますけど、これは地方自治法第2条にも関係してくるところかなと思っております。いわゆる最小の経費で最大の効果を生む努力をしなければいけない。これはどんなことでも税金を使ってやる公共工事でございますんで、その点は私どももこれからよく認識も改めまして、そういう気持ちでこれからの工事もやらせていただきたいと思っております。

いろいろ協議して御質問いただいた中で、いろいろ教育委員会から回答させていただいたところが、こういう回答がぶれていたというのもたしかありました。これも、何ていいますか、教育委員会での技術者がいないというところで、コンサルに頼っていたという経緯もございまして。そういう点では今後発注するときは再度よく点検して、十分気をつけていこうと思っております。以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 平川議員。

議員（15番 平川 敏郎君） 担当のほうも御存じだろうと思うんですが、国土交通省大臣官房官庁営繕部の計画課は、平成24年度の公共建築工事積算基準等の運用（10月版）というのを出しております。この10月版はどうかというと、平成23年度の長たらしい分の積算基準にまた戻るとるわけですね。この4月からその間。しかしながら、先ほどの町長の答弁では山口県の積算基準の運用というのが、これは公表されてないんですよ、今現在。果たして積算基準を山口県のは公表されてない、しかし国交省のほうは23年度版で、10月版が今度改定している。その状況で、私ども山口県建築指導課企画保全班に、公表されてない山口県建築工事積算等取扱要領というのを説明してくれと、教えていただけないかというところを質問しましたところ、担当のほうは、平成23年の国交省のこの建築基準を準用すればいいじゃないですかということ

を、この11月28、29日に回答いただいとるわけです。

さっき町長のお答えでは、今後は積算理由については山口県の建築工事積算等取扱要領に基づき積算するんですよ、ということです。となると、この今私が申し上げたのが非公表、またこの10月版という国交省のが出ていると。非公表を採用するとなると、建築工事にあってはどの部分を採用して今後やっていきゃいいのか、非公表の部分を公表してくださいというのはできないわけですよ。その辺が、回答がいただければお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 非常に専門的な話でございまして、先ほど申し上げましたように国の基準と県の基準、さらにはまた先ほどお話しが出ておりました建築コスト管理システム研究所というような部分もありまして。実は、そのコスト研究所も国交省の監修を受けてできた基準でございまして、それを国は使わないんだというふうなことが起こったり、今申し上げましたように平成22年度までと、23年度と24年度で国と県との諸経費の差異が出ております。そしてそれを、それではどちらをどういうふうにするのかというふうな本当にシビアな小さな、小さなと言いますか、結果的には大きな問題になるんですが。例えば今までだったらその設計事務所がちゃんとそこをやっていただいているものだというふうに思って、私たちは設計コンサルに業務委託をしておるわけですが、そうした中で先ほども申し上げましたように、建築設計コンサルによっていろいろな解釈に若干の違いが出ておることが、今回のこの苦情の申し立てがあって初めて明らかになったわけでございます。

そして、先ほど申し上げましたように、今後につきましては、今平川議員さんからの御質問がありましたように、新しいまた基準が10月に出ておるということでございまして、また、今現在は国の基準と県の基準は実は合っておるわけですが、それについてまた今のようなお話しはありましたし、これから先建築の設計について、当然私たちは今までのようなその建築設計コンサルにお願いをして、出てきたものを発注に付ける、入札に付けるというやり方をいたしておりましたが、そこについて非常にシビアな部分が出ております。それで先ほど申しました、従来どおり山口県の基準を使わせていただきますが、可能な限り設計条件を明示するなど誤解を招かないような仕様書の作成を考えたいということの中に、どこの部分については何を使っているんだ、ということが明示できるようにしていきたいと思っております。

大変申し訳ないんですが、実は設計の積算基準につきまして、町の職員のほうでそれをきれいに交通整理ができるかといったら、非常にそういう積算に精通しておる職員というのがないということで、これまでは設計コンサルに業務委託し、それを最大限信じてそれをそのまま発注かけておったということでございまして、先ほどのようにその設計コンサルによりまして、その基準のとり方が違うというふうな部分が判明いたしましたので、これからはそこら辺をきっちと精

査して、そしてそれを応札する方々にもちゃんとわかるようにして、そしてまたそうでない場合につきましては、ちゃんと事前の質問を受けるという期間を設けるようにして、そのような形で入札が済んだ後になってこうだった、こうだったということがないような方法をぜひともとっていききたい。これにつきましてはもう少し精査をいたしたいと思いますが、今平川議員さんのお話しにもありましたように非常に変わっておるし、その積算基準も国と県とまたさらにコスト研究所とがありますし、そしてその時期も改正、改正が出ておりますので、本当に何年版のどこの部分を使っているんだということがわからないと、入札するほう側にとりまして非常に不利益を被るということも起こってくると思います。

入札制度全体のことでまた後ほど全員協議会の中でも御協議いただくことになっておりますが、これから入札にかける前の段階の積算段階ではさらにそこら辺を精査して、発注をかけたいと思っておるところでございます。今平川議員さんの御質問にはなかなか、お答えにならんかもわかりませんが、これまではそのような状況でございまして、若干入札をされる方に御迷惑がかかったというふうなこともありますし、また町の職員の答弁につきましても、この苦情の中での答弁にぶれがあったということも、私もずっと読んでみますとそういうことも出とります。そのようなことがありますことにつきまして、今回のこれを反省材料として、できるだけ精緻なものにして発注をかけていきたいと思っておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思えます。

議長（新山 玄雄君） 平川議員。

議員（15番 平川 敏郎君） お願いということではないんですが、こういった結果を踏まえればすぐに入札監視委員会っていうんですか、そういうところの開催をして審議する。また、私は思うんですが、椎木町長は行財政改革を最重要課題として、財政の健全化、これに取り組みられ現在に至っております。私、最後に申し上げたいのは、例えが悪いかも知れませんが、橘斎場、このときに国と県と違うといいますけど、橘斎場のを見たら皆さんわかると思うんですが、設備工事が約1,000万円余り。これが主たる工事に入れば13.37%になるのが、これが今の県のやり方だったら40.何%。約二十何%余り上乘せになるんです。それを踏まえれば、橘斎場を例えにしたらいけないかも知れませんが、そういう形をすればその金額がやっぱり下がる。今回の質問しておる問題でも、そのことを考慮すればやはり、私が230万円っていうのを無性に言うようですが、下がってくる。やはり、財政の健全化、これをしっかりとやっていきよる中で相反するんじゃないかと。

それと、今回の質問において、担当課が事の重大性を真摯に受けとめてない。これが一番の問題だろうと思います。ただ単に、積算してこれになりました、県を使いましたからいいです。途中の回答そのものが一転し、二転し、三転し。最終的には、町長の答弁にもっていったんかどうかわかりませんが、山口県という言葉になりましたけど。しかしその前にもうちょっと、担当に

そこまでのプロがない、積算やられる方がいない、これは百も承知。しかし、その途中の過程の段階でもうちょっと真摯に受けとめて回答をやれば、こんなことに、私もこの本会議で質問するつもりは毛頭ございません。勉強会というかそういう回答の中で解決はできたんじゃないかと。しかし私もこの一級建築士を37年、一級建築士になって在職しております。その間にはいろんな講習会、いろんな勉強会。防災にしても何にしてもそういうところへ出ていって、経費とかいろんな問題教えてもらっております。それで、疑義があるんで私が質問したときの答えが、一転し、二転し、というのが。

私は繰り返し言うようですが、やはり担当職員が難しいこともあるかわかりません。そのときにはコンサルさんなどに聞いて、やはり明確な答え、これが今後大きな、大事なことだろうというように思っております。最後に町長もう1点お聞きしますが、こういう問題のときに入札監視委員会、これの開催はどういうようになっているか、その点をお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 県の基準でやれば主たる工事にしたときに、ちょっと詳細はわかりませんが、13%が23%ぐらい上乘せになるのではないかとということでございました。今基本的な考え方で申しますと、当然その町の公金を使って工事発注、またいろいろな行政施策をやっていくわけでございますので、当然ながら最大の効果が得られるように、そして最小の必要経費で、ということになるのはこれ当然のことでございます。県の基準でやったほうが高くなるとか安くなるとかというような部分があるのであれば、それはそれでまた精査をしてみなければならぬと思っております。私たちはどの基準を使ってやるのかということになりますと、やはり県が当然たくさんの建築工事も発注いたしておりますが、県が発注している工事の方法を、町もとってやるというのが通常ではないかというふうに思っております。

先ほどの御指摘にもありましたように、町のほうにそのような積算ができる建築士がいないということも1つの大きな問題だとは思いますが、しかしながら現状で、町のほうにそのような建築設計士のプロをおいておくということがなかなか不可能なので、こういう形になって建築設計コンサルをお願いしとるわけでございますが。その設計コンサルをお願いをする場合も、当然その統一的な、どのコンサルが設計されても同じような積算根拠がなければいけないというのは当然のことでございます。まず町のほうからは県と同じような設計基準でやっていただくということと、その中でできるだけ安価な方法をとっていただくということが必要になってくるのではないかと思います。そのことにつきまして、これは教育委員会だけではなくて、あちこちで、別の課でも建築設計を業務委託して、そしてそれを工事発注するところはたくさんありますので、このようなことを1つの教訓といたしまして、担当者にその設計が本当に県の基準にぴしゃっと合致しているのかどうかということも含めて、精査をさせていただきたいと思っております。

答弁が一転、二転したと。この間何回も協議を行っておりますが、その中で一転、二転したということにつきましては、本当に申し訳なく思っておりますし、またその設計が先ほどからお話がありますように、なかなかその、私も何度聞いてもなかなか理解しにくいと、よくわからないというような状況もございまして、職員をかばうというわけじゃありませんが、そのようなことで答弁が一転、二転して、申立者には不愉快な思いをさせたということにつきましては、大変申し訳なく思っているところでございます。

最後の、入札監視委員会の問題でございますが、入札監視委員会は設置されるようになっております。そのことにつきまして、どういう問題のときに入札監視委員会にかけてそれぞれ審議していただくのかということも含め、そしてまた、入札監視委員会がすぐ開けるような状況になるようにするためにはどうすればいいのかということにつきましても、再度精査、検討させていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） いいですか。以上で、平川議員の質問を終わります。

.....
議長（新山 玄雄君） 暫時休憩します。

午前11時05分休憩

.....
午前11時16分再開

議長（新山 玄雄君） それでは再開をいたします。

次に、4番、広田清晴議員。

議員（4番 広田 清晴君） 今回の一般質問、まず最初は、椎木町長の政治姿勢について質問します。

私は、地方自治体の町の仕事、国のほうを向いて仕事をするのではなしに、町民のほうに向けて仕事をするのが大事。この点では、旧大島、そして合併後の周防大島町でも一貫して主張してまいりました。

今回、椎木町長が再選を果たされました。そういう中で改めて問うわけですが、町民の安全・安心を守り、町民の利益を守る立場でやっぱり仕事をしていただきたいということでもあります。

1つは、上関原発建設反対の立場を貫くこと。また、県に対して埋め立て申請に反対するよう申し入れること、これが1点目です。

そして2点目、これはT P P交渉に参加しないよう国に対して申し入れるとともに、反対の立場を貫くこと。3点目として、消費税を上げることは、既に、自民党、公明党、民主党で決めておるようだが、10%になったら、地元の業者さん、そして住民、町民も困りますし、また、公営企業局の運営そのものも、厳しいことになるというふうに予測がされます。

こういう立場が明確であるために、消費税引き上げに反対の立場を貫くよう求めます。これが町長の政治姿勢に対する3項目であります。

次は、屋代川の整備についてであります。

この点では、既にたびたび要請してきました。今回、改めて、山口県の来年度予算編成前に予算要望を強めるものであります。

今年度は、御承知のように屋代橋付近、これが10月前後、そして今は、吉井橋付近、これをやっておりますが、予算額が少ないために、屋代橋付近はほとんど泥の撤去ができてないという状況であります。これではすぐ草が茂り、また最初からやり直さなければならないという繰り返しになります。少なくとも、今年度にも2カ所くらいやっていただけるなら、きちっと泥の撤去から要求していくと。そういうことで、予算要望を強めていただきたい、これが屋代川に関する部分です。

3点目は、イノシシ対策の強化を求めるものであります。

1つは、現在、毎年300から400頭を大体駆除しております。捕獲しております。このペースで、イノシシの繁殖力に対して、実際的にはつかみにくいかわかりませんが、現在、島内、周防大島町にどのぐらいのイノシシがいるというふうに推定しておられるのか、あくまで推定と思います。

そうでなければ、結局は捕獲と繁殖の繰り返しということになってしまうんじゃないかという危惧をしております。ですから、そういう中で、農業者からよく言われるんですが、せっかく作物がとれる段階にイノシシにやられて困る。これが農業従事者の声ですから、そういう声をやっぱり、なくしていくことも必要ではないかというふうに考えております。

そして現在、駆除については、電気柵、わな等が主流であります。きょう、提案したいのは、岩国の山間部でやられておる補助制度、これは山に柵、フェンスをして、里におりてこられないようにするやり方、補助制度ですが、それも検討してみたらどうかという提案であります。これが、イノシシ対策であります。

次に通告しておりますのが、議会答弁に対する疑義があるので正しておきたいということで、先ほども平川議員のほうから質疑がありました、8月6日の臨時議会についてであります。

町長の答弁部分について質問をしておきたい。言いますのが、あのとき私のほうが質問をしたのは、いわゆる入札後本会議までに、実際的にいわゆる業者さん、入札参加業者さんから、町のほうに正規に言えば申立書になるかもわかりませんが、質問書、質問通告書等が来ておるか来てないかということで、町長の答弁を聞くと、あくまで来てないんだという答弁でありました。

この点で、今回、皆さん方が全協に出された資料、工事の積算疑義申立て制度についての案というのが示されました。

この中で、疑義取扱いの内容についてという欄があります。これによる回答なんかどうなんかというところを、私が言うた疑義、これが今回、いわゆる皆さん方が示された、疑義申し立てとして取り扱わないものという格好に入ったから、本会議でそういうものになったのかどうか含めて、答弁を求めておきたいというふうに思います。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 広田議員さんからの質問にお答えしたいと思います。

まず、私の政治姿勢に関する御質問をいただきましたので、お答えしたいと思います。

一昨日に執行されました衆議院議員総選挙におきまして、自由民主党が過半数を大きく上回る議席を獲得し、政権を奪還し今後の政権を担うであろうことは、皆さん御承知のとおりであります。

しかしながら、参議院では、どの政党会派も過半数を有することなく、ねじれ現象は解消をされておられません。今後、どのような政権の枠組みが構築されるかを見守っていく必要があるかと存じます。

そういった状況でのエネルギー政策、ＴＰＰ、消費税といった、国政と大きく関連する事案につきましてもの御質問でございます。

まず、上関原発を含めたエネルギー政策に関しましては、このたびの衆議院議員選挙におきまして、脱原発、卒原発などさまざまな主張・論戦が展開をされましたが、私といたしましては、仮に原子力発電に頼らない場合は、その代替エネルギー、そしてそれに至るまでの工程などをしっかり議論し、結論を導く必要があると思っております。

一方で、昨年６月１６日の周防大島町議会におけるエネルギー政策に対する意見書は、大変重いものと受けとめております。特に、１項目の「安全性が確立されていない上関原発建設は認められない」につきましては、思いを同じくしておるところであります。

次にＴＰＰ、環太平洋経済連携協定につきましても、昨年１２月２０日に町議会において、反対意見書が議決されていると承知いたしております。

ＴＰＰ参加は、本町の基幹産業である農業・漁業ばかりでなく、保険制度や医療制度など、各方面に大きな影響を及ぼすものであります。正確な情報が少ない状況の中ではありますが、聖域なき関税撤廃を前提にする限り、ＴＰＰ参加交渉には、反対をせざるを得ないと判断をいたしておるところであります。

次に、消費税につきましては、社会保障制度と税の一体改革の中で議論され、名目３％、実質２％の経済成長率を目指す施策実施や経済状況が悪化したら停止するなど、一定の条件のもと、段階的に税率を１０％にまで引き上げられることとなっております。そしてその増税分は社会保

障費に充てられることとなっております。

社会保障費が毎年増高している中、財源確保のためには、ある程度やむを得ない措置とも思っておりますが、その前提として抜本的な行財政改革の一層の推進などにより、安定した持続可能な財政基盤の確立を期待するものであります。

いずれにいたしましても、新たな政権の枠組みの中で、民意に沿ってしっかり議論をしていただくべきものと思っております。私もそのような政治姿勢で臨んで参ることは、当然のことと思っております。

屋代川の整備についての御質問でございますが、屋代川浚渫のための予算要望を強めることについて質問いただきました。

屋代川の浚渫につきましては、以前より何度も一般質問で取り上げられた問題でありまして、これまでと同様の回答になりますが、土砂が堆積し、防災上危険な箇所について早期に改善するよう、毎年県に対しまして強く浚渫の要望をいたしているところであります。

県としては、県管理のその他の河川を含めて、流水断面を阻害し、著しく土砂が堆積し、危険な箇所について今後も計画的に浚渫を行っていくと回答をいただいております。屋代川については、平成25年度も引き続き浚渫を行う予定と聞いております。

町としても、今後も引き続き河川浚渫などの県予算確保に努めていただくよう、県当局には強く要望してまいりたいと思っております。

イノシシ対策の強化について御質問をいただきました。

まず最初に、町内におけるイノシシ残頭数の推定でございます。これまで平成14年度から平成23年度までで、2,059頭のイノシシを捕獲しておりますが、依然としてイノシシによる農作物への被害が多く、その対策に苦慮いたしているところでございます。

猟友会の皆様方の協力によりまして、毎年捕獲数が増えておりますが、ちなみに平成22年度の捕獲数は512頭、平成23年度は642頭、今年度は11月末までで既に577頭となっております。

これは頭数だけではなくて、平成22年度で申し上げますと、その費用は460万8,000円、そして23年度におきましては、689万8,000円というふうな経費がかかっておるわけでございます。

猟友会の皆様の御尽力によりまして、毎年、捕獲実績数が増えてきておりますが、捕獲以上に繁殖しているのではないかと感じております。

現在、町全体でどのぐらいの数のイノシシが生息しているかの推測でございますが、本来、イノシシにつきましては、年平均4頭から5頭の出産を繰り返し、日没から夜明けにかけて活発に活動いたしますが、一年を通じて定住期と移動期を繰り返す行動パターンを持つというふうに言

われております。

正式な話ではございませんが、大島も非常に気候温暖なので、年2回出産するというふうな話も聞いておるところでございます。

このため短期間で大幅な生息数の変動があり、生息数や密度の現実的な推定方法がなく、その生息数の実態を把握することは、現在のところは困難であるというふうに思っております。

次に、農作物被害対策のための補助対策の充実についてであります。

イノシシに対する自営的防御策ではありますが、平成23年度、町の単独事業といたしまして、鳥獣被害防止施設等補助事業を予算化いたしております。

1件当たり、1件当たりというのは1つの畑という意味ですが、1件当たり上限5万円の補助でございますが、農地等への防護柵設置費として利用していただいております。平成23年度実績では、216件の申請により753万円の補助を行っております。今後も、この補助事業を有効に御活用いただきたいと思っております。

イノシシによる農作物被害を最小限に食いとめるには、現在では捕獲と防御、これしか方法がないのが実情でございます。今後とも、継続的な捕獲及び被害地への防護柵等設置に対する補助の両面による、有害鳥獣被害対策を継続的に実施していきたいと思っております。

なお、昨年、各戸配布いたしました、「みんなで防ごうイノシシ被害」、こういうパンフレットをお配りしておりますが、これも一つの参考になろうかと思っておりますので、捕獲と防御以外にも、このような新しい取り組みも出ておりますので、ぜひともイノシシの生態や特徴を十分再確認していただき、そして捕獲と防御だけではなく、このような対策も施していただければと思っております。

岩国の山間部のほうでは、山全体を取り巻くというふうなことも出ておるといってお話がありました。十分研究をさせていただきたいと思っておりますが、相当大きなものになるんだろうなというふうに考えておるところでございます。

議会答弁に対する疑義があるので訂正をしておきたいということで、8月6日の臨時議会、東和中関係に対する広田議員さんの質疑に対する、町長答弁部分についての御質問でございました。このことについて、お答えをしたいと思います。

御質問の趣旨は、8月6日の平成24年第2回臨時会に上程いたしました、議案第1号平成24年度周防大島町立東和中学校屋内運動場耐震改修工事の審議の中で、広田議員さんからの、「この事案について、質問書等は来ていないのか」という内容の御質問に、「積算をシビアにやっていないと、入札に臨めないということから、「この部分についてはどういう積算根拠なのか」というような質問書がたくさん出てまいりますが、今回の件につきましては、そういう部分についての質問はなかったと聞いております」と、私が答弁をいたしておりますが、これは、議

員さんがおっしゃった「質問書」という言葉でございましたので、入札前に提出される質問書と理解し、入札前にはそのような質問書はなかったという答弁をしたところでございます。

後日、開札後にその申立書とか、質問書ということなのかわかりませんが、そのような提出があったという報告は受けております。

これは、質問書というと、私たちはその事前に、入札前に質問をして、この積算内容についてどうなのかということ質問したというふうに捉えておりましたので、そのような答弁をいたしております。

後に出た申立書等については、この質問書とは思っていなかったもので、そういう答弁になったものというふうに思っております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（4番 広田 清晴君） まず最初に、町長の政治姿勢問題から再質問を行っていききたいというふうに思います。

上関原発反対の立場を貫くこと、これについては、まず議会決議の重み、これを十分考えていくんだというのが、答弁の柱だったというふうに考えます。

また、TPP反対を貫くこと、この点についても当町議会が行った決議、これを尊重して対応するんだ、こういう答弁だったというふうに思いますが、これは確認だけでいいです。別に間違えてなけりゃ、答弁は要りません。

次に、消費税引き上げに対する反対の姿勢を貫くこと、これについては、当町議会ではまだ決議をいたしておりません。ですから、本当に町長の答弁が大事だなというふうに考えています。

今まで、どうしても首長の場合、国が引き上げるんだからしょうがないという考え方になってきておるといのが、各自治体の首長の対応ではないかというふうに思いますが、今、明らかに御承知のように、消費税を引き上げたら困るんだといのが、いろんな情報と相まって、逆に仕方がないのではなかろうかという皆さん方がおられるのを、マスコミ等が助長するようにやっております。

それで、実際的には、周防大島町を考えてみますと、3病院。2つの老健施設を運営しますよということで、議論の中では既に、現状の8,000億円を超える消費税負担から、年間1億6,000万円から7,000万円ぐらいの、消費税だけで負担せんにやいけんということになる。

こういう、町独自の実際的な状況を含めると、やっぱり単に行政改革だけで負担を乗り切れるというふうには、とても思えないという私は推定をしております。

それ以外にも当然、周防大島町、消費税を取って支払うという関係の特別会計、一般会計もありますから、推定は今、出し切れませんが、かなりの負担増になるというふうに考えております。

その点で、やっぱり町内の病院建設全てを含めて、消費税が5%から10%になったら大変になるだろうなという予測は、実際的にはつくんじゃないかというふうに思いますが、その点での再答弁をまず求めておきたいというふうに思います。確認とあわせてお願いしたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 議員さんのほうからも、そういうお言葉がありました。上関原発を含めたエネルギー政策のことについてでございますが、周防大島町議会で昨年の6月16日に、エネルギー政策に対する意見書を全会一致で採択をいただいております。

これは、周防大島町議会の機関意思の決定ということで、大変重いものと受けとめておりました。周防大島町の町長であります私にとりましても、町民の代表であります議会の皆さん方が構成する周防大島町議会が、全会一致で意見書を採択するというふうな、大変重い判断をされておるわけでございますから、当然、これについては、私も思いを同じくするというところでございます。

また、TPPにつきましても、同じように反対意見が議決をされています。昨年の12月20日の町議会でございました。このことにつきましても、周防大島町の基幹産業が農業、漁業ということもあります。しかしながら、たくさんの影響が起こってくるということも想定されております。まだまだ情報が非常に不足しているんじゃないかということもあります。

例えば、その農業に対する補助金の問題とか、または医療・保健に対する問題でも、たくさんの不安材料が、だんだんと出てきておるように思っております。もっともっと、その情報が町民・国民に早く示されるべきではないかというふうに、思っておるところでございます。

それからいたしますと、反対意見が記述されておりますTPPにつきましては、皆さん方と、町議会と同じ方向性を持っておるというふうに思っておるところでございます。

消費税のことでございますが、消費税につきましては、既に法律が通っておるということもございまして、5%から最終的には10%になるということでございますが。しかしながら、この消費税法の改正につきましては、当然、その消費税が増額になったものにつきましては、社会保障制度に重点的に持っていくということもあります。

そして、もう一つの大きな今回の改正は、名目3%、実質2%の経済成長率を目指す施策の実施とか、そのときの経済状況が悪化したら、停止するというふうな一定の条件のもと今回の改正でございまして、それをクリアしたときに、税率10%まで引き上げるということになっているわけでございます。このことについて町への影響ということは、まだ細かく精査しておるわけじゃございませんが、当然、その町の公営企業もたくさんあるわけございまして、これらにつきましては、当然、大きなその消費税の増額になるということでございます。

しかしながら、これが本当にちゃんとした転化をできるのかどうかというふうな不安もございます。いずれにいたしましても、今が5%でございますから、近々のうちに10%、倍になるということは、非常に大きな改正でございます。

これが本当に動き始めるということになる前には、ぜひとも景気がよくなっていくということが前提ではありますが、これからその消費税の改定の問題につきましても、十分、町の財政内容と一緒にちゃんと精査をして、対策を考えていかなければならないというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（4番 広田 清晴君） 消費税部分について、もう少し掘り下げて認識を聞いておきたいというふうに思いますが、基本的に通告は、町民の生活や町内業者皆さん方の立場に立てば、消費税の負担増は耐えられないというのが、私の今回の通告の内容です。

だから町長は、あらゆる、実際的に町民が困れば、国に対して困る方向から克服するようというものが通告の内容です。

そこで、今、町長の答弁の中で若干気にかかるのが、いわゆる消費税を上げた分を全て社会保障に回すというのが、当初の民主党やその他の皆さん方の考え方でした。これは間違いなく、そういうふうに宣伝されております。

ここで気にかかるのは、今回の法律改正で、その他部分に使えるようになっちょるんです。それに合わせて実は、自民党さんは、10年間で200兆円構想を出しました。そして、公明党さんは100兆円構想を出しました。これが、公共投資部分に回る分だということで、いろんな言葉がありますが、強い日本をつくるとか、いろんな言葉であらわれてきております。

そういうふうな、とてもじゃないが、消費税を引き上げたら、全てを社会保障に回すんだということが、本当に可能と思うちょるんかどうなのか、町長自身、率直な答弁を聞いておきたいと、これが一つです。

それと合わせて、実際的、これはもう町長の忌憚のない意見で十分です。まず、それから聞きましょう。

議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今、広田議員さんの御質問のその他の部分ということは、ほとんど大きな報道にはなっておりません。言うなれば、社会保障と税の一体改革は、消費税を全額、社会保障に持っていくんだというふうにして書いて、書いてというか報道されておりますが、今、御指摘のように、10年間ぐらいですか、200兆円とか100兆円とか数字が出ておりますが、その他のいろいろな部分に持っていくと。多分、防災、安心・安全対策ということなんだろうが、というようなことも出ておりました。

しかしながら、これはまだ消費税法の改正があっただけで、当然、これから詳細なその執行のための法案、法令整備を進めていくんだらうと思いますが。いずれにいたしましても、今の現状の中で、消費税がそんなに大きく上がってくるというのは、非常に厳しい状況にあると思います。

ぜひとも、経済対策で経済が上向くこと、そしてまた経済が安定的な発展をするということが大前提であり、ここにも書いてありますが、その名目3%、実質2%の経済成長率をまず達成するということが大事だと思っております。

今、非常に都会も地方も大きな経済の不況、そしてまたデフレ等に悩まされておるといのは事実でございます、やはりその前段が、ちゃんと確保された後のお話であろうというふうに思っているところでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（4番 広田 清晴君） それともう1点が、いわゆる税収の関係です。ほとんどの皆さん方が、消費税が5%から10%になれば、税収は膨らんでくるんだというふうに思われているというふうに思います。

実質、ちょっと町長のやっぱり考え方、再度、聞いておきたいんですが、認識。実際的に、橋本内閣のときでしたか、3%から5%に上がったんじゃないかなというふうに思います、2%分ね。それ以降、いわゆる国税の関係で、その当時以降、税収全体が増えてないという状況は、御承知なんでしょうかということなんですよ。

国税ですから入りですね、入りの部分でほとんど増えてないというのが、それ以降、何年になりますか、20年余りになりますか、実際的には税収そのものが全体として増えてない、国税が、ということは御承知でしょうか。これが町長の認識、消費税に対する認識、国税に対する認識だと思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 税収の問題でございますが、消費税が3%から5%に上がって二十数年、その伸びておるかどうかということでございますが、地方に来るのは地方消費税でございます、今回の選挙の中で、消費税は全て地方に回すべきだというふうなこともありましたが、今のところ従前どおりの形で、8%、10%という法律改正というふうに認識をいたしております。

要するに、消費税率が上がったら、当然、その消費税率の部分については、上がってくるというふうに認識をいたします。しかしながら、町の税収のことになりますと、町税でございますので、町税が上がるのがまずなければ、消費税が上がって地方消費税が入ってきたとしても、町税全体をどんどん縮減されておるといことを考えますと、やはり消費税も非常に大きな問題ではあります、町とすれば、やはり町の独自の財源であります町税を確保するということが、非常に大事になってくると思います。

町税を確保するためには、町のその経済を確保しなければならない。当然、そこからいきますと、さきに申し上げましたように、私たちの地域の中で人口の減少がどんどん起こっており、若者の流出が進んでおることから考えますと、やはり地域の中で定住者をつくっていく。そして定住をするためには、経済的な自立が必要であるということからいたしますと、そのような息の長い対策になりますが、そのような対策を施しながら、地域の中での税収を確保することが、基本的には一番大切でございます。

今の周防大島町の財政内容を見ておりますと、要するに、地方交付税で、生きさせていただいておることが、本当に全く明らかなことでございますので。当然、地方消費税も上がれば入ってくると思いますが、そのようなことよりも、やはり本体であります町税の確保ができる、そのための町の経済対策、町の定住対策というのが、一番大きな必要性を感じているところでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（4番 広田 清晴君） この政治姿勢の部分については最後になりますが、これは提言ということで回答は要りませんが、ぜひ率直な数値をやっぱり出さんにゃいけん。

国のほうは、いわゆる景気が上向けばといいますが、周防大島町が、それじゃ景気が上向いたという時期はほとんどないと。どんどん、仮に都市部が上向きといっても、大島まで流れてくるのはしばらくかかるという認識論も、ぜひ持っていたきたいというふうに思います。

そういう中で、次の質問に移ります。

屋代川の浚渫について、いわゆる県要望をまた強めていくというのが答弁であります。それで、今年度見ておりますと、先ほど言ったように、屋代川については2カ所、屋代橋に始まって、そこが羽越橋の少し手前です。そして吉井橋、これは郷ノ坪から吉井橋少し下まで、この2カ所が今年度県事業でやっております。

その点で、私たちの要望は、やっぱり泥からの撤去をぜひお願いしたいと、泥からの撤去、たまった泥からの撤去をお願いしたいというのが、私の要望力点です。

と言いますのが、今までも、その内容につきましては言いましたように、実際的には、なかなか草刈り程度と言うたら語弊があるかもわかりませんが、大体、こう現場を見てみたら、泥を撤去するのは、ちょこっとほど撤去して、実際的には草刈りに終わっているんじゃないかなちゅうふうに見受けられます。

あわせて、ぜひとも今回は、やっぱり屋代川の泥からの撤去を本格的にできるように、やっぱり県のほうに、今、屋代川を愛する会なんかありますけど、実際的には高齢化してなかなか大変な状況なんです。

ですから、県に対してきちっと泥から撤去するよう、やっぱり今年度においてもやっていただ

きたいというふうに思いますんで、屋代橋、そして吉井橋周辺も含めてお願いしたいと。

吉井橋については、泥をのけますよちゅうて書いちょるんです、看板には。じゃが、なかなか予算の都合上、そういうところへ行かん可能性が出たら大変なんで、ぜひ県のほうに泥からの撤去ちゅうことでお願いしたいと。

それと、今年度の予算部分、わかれば報告をしていただきたいと。屋代川に関する部分で報告を求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 町内に県が管理しております2級河川とか砂防河川、たくさんございます。今、屋代橋に特化して話がありましたが、実は、津原川とか宮川とか宮崎川とか、まだほかにもあります。たくさん2級河川があって、さらにまた、県が管理していただかなければいけない砂防河川というのも、これは中小河川ですが、すごくあります。

これらについて、要望は屋代川だけという要望はいたしてありませんが、県が管理してある河川、または砂防河川について、ぜひとも適切な管理をしていただきたいということについては、お願いを常にいたしております。

今、具体的になりましたが、屋代橋と吉井橋の周辺の土砂の撤去、さらには以前、別の議員さんからもお話がありましたが、郷ノ坪あたりの石の撤去ということもございました。

具体的には、こういうお話がありましたら、要望のときに、そのようなことも書き加えておきたいと思いますが、今言われた草刈り程度ではないのかということでもございましたが、距離は余り長くありませんが、ちゃんとその整地をして、その土が余れば、出た土は、ちゃんと外に搬出しておるといふことだと思っております。

いずれにいたしましても、県もたくさんの河川を抱えておりまして、なかなか毎年、ある程度、定額的な予算でもって維持管理をしておるといふことでございます。

私たちは、できるだけ数倍ぐらいに倍増していただきたいという要望は、ぜひともしていきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 西本産業建設部長。

産業建設部長（西本 芳隆君） 今年度の屋代川に関する工事の具体的なということでした。

先ほどありました屋代橋の下流については、浚渫ということですが、延長は55メートルというふうに聞いております。完了という形です。

それから吉井橋上流について草刈りを完了している。浚渫については、まだ、ちょっと予算の関係で未定であるということですが。

それと、あと大正橋の下流、これは草刈りを実施する予定というふうに確認しております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（４番 広田 清晴君） 今、述べられたように、屋代橋については完了ということで聞いておりますということなのですが、これはやっぱり県の仕事であったとしても、町もやっぱり監視の必要があるんじゃないか。浚渫で工事費がついておったとしても、実際には、浚渫になっただけで、草刈っただけと、泥をほとんど撤去してないという部分もあるんで、それはぜひ県の仕事であったとしても、町も、それはどこが行くかは別にして、例えば町の地域支援班が行くか、どこが行くかわかりませんが、実際的にはある程度、やっぱり議会で答弁しようと思ったら、現地を確認してみたら、「ほんまじゃのう」ちゅうところが出てくると思うんで、今後の課題として、やっぱりきちっと終わったよっていう以上は、見ちょく必要があるんじゃないかなという点は、町の行政のほうにお願いしちょきたいというふうに思います。

これは了解ということによろしいでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 西本産業建設部長。

産業建設部長（西本 芳隆君） 了解いたしました。確認に行きたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（４番 広田 清晴君） 最後の質問項目になります。

言いますのが、実際的には全協を開いて、皆さん方が示した中身、これがあります。それで、建設工事の積算疑義申立て制度についての案ということで出ております。

その中で、疑義申立ての要件、何が疑義に当たるのかということと、疑義申立てとして取り扱わないものということで、皆さん方、１、２、３とそして７までということで、もう先に回答を得ておるようなものですが、実際的には、皆さん方が、私の質疑に対する答弁、これは具体的な数字がなかったということに入るのかどうかなのか、ちょっと確認しちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 広田議員さんの当時の質問をしてみますと、この事案について質問書等は来ていないのかという内容の御質問でありましたので、私については今回の件、この事案についての質問書は、というふうな御質問でしたので、この質問書は私は何を想定しておったのかということをおし上げますと、積算をシビアにやっていかないと入札に臨めないということから、この部分についてはどういう積算根拠なのか、この部分についてはどうなのかというような、そのような質問書がたくさん出てくるようになってまいりました。

しかしながら、今回の件については、そういう部分の、これはどういう設計なのかということについての質問は、なかったというふうに聞いておりましたので、そのように答弁をいたしておるところでございます。

要するに、質問書が入札前に提出される質問書というふうに理解をしたものでございますから、

そのことは質問はないと、なかったということの答弁をしたところでございます。

その後の申立書ということをご想定したわけではございません。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（4番 広田 清晴君） 私の言葉、質問書という言い方で、来てなかったという答弁は間違いはないんだということでの回答ですが。私らは専門じゃないので、通常、問い合わせ文書というか、質問書というか、それは言葉はまちまちですが、やっぱり本会議前までに、きちっと来た問い合わせ文書が何かわかりませんが、来たら、全体としては私たちは、私の場合は、質問書というとり方をしちよるんだということ、行政用語じゃなしに私たちが使うのは、問い合わせ全体を質問書という考え方をします、それは実際的には、きちっと議会で、私は言うべきだというふうに。

例えば、質問書に当たるのかどうかわかりませんが、こういう部門については来ていますよという答弁でもええんですよ。その時々で、実際的には、そういう。

それともう一つ大事な課題、あのときの課題が、いわゆる最低制限価格の部分で、事後公表、いわゆる議会の報告はどうかということで議論させていただきました。町長のほうは、事前公表に固執して答弁されたように考えております、文書を読んでみても。

私たちは、議会ですから、なかなか専門ではありませんから、どういうふうに入札執行がされて、最低制限価格の積算が事後報告ですよ、事後、議会のほうに提出するとき、少なくとも、いわゆる議会への報告は、してもいいんじゃないかという立場から質問しました。

通常、議会に係る分、それについて、あれ以後、どういうふう認識されているのか。いわゆる事後公表と言うたらおかしいですが、実際的に議案として議会に提出する場合の最低制限価格の公表です。これについて、あの当時のままかどうなのか、ちょっと聞いちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 質問書と、質問書は来ていないのかという質問であれば、苦情申立書も含めて公表すべきであるというふうな御質問でございますが。私たちは、正規なといいますか、その入札前に出てくるこの質問書のことについて、そのように思ったわけございまして、今後、もしそのようなことがあれば、今後は、じゃあ、その入札後に出てきたというふうな場合の苦情申し立てとか、またそのようなことについても、公表をしてくれということの意味だったと思っております。

今のところ、通常、質問書というのは、その事前、入札する前に、このことについていろいろ調べて、ここがこうなのか、こうなのかということについての質問書はよく出るもんですから、そちらのほうのことを申し上げたということございまして。

今後、その質問書が出た、入札が済んだ後に、苦情申し立てとかそのようなんが出たときに、それはどうするかというのは、今、ちょっとここで、どういうケースが起こるんかよくわかりませんので、想定されておりませんが、できるだけ公表させていただきたいと思っているところでございます。

それと何じゃったかな。（「最低制限」と呼ぶ者あり）最低制限価格の事後公表ということでございますが、今の町がとっております制度では、事後公表は行っておりません。

これにつきましても、どうなんでしょうかね、ちょっとそれは今、これからすぐ公表します、しませんということは、なかなか申し上げにくいんですが、事後公表でもしたほうがいいという議員さんの御質問でございますが、そこにつきましても、入札のほうの選定委員会等もございしますので、よく議論はさせていただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（4番 広田 清晴君） じゃあ、終わりますが、基本的には質問書、私たちは、今までたびたびちゅう言葉が適切かどうか別ですが、積算ミスではないかというのが、いろいろ事後に起こっていますから、事後。

いわゆる入札の後に、基本的にはいろいろ業者さんから、積算ミスじゃないか、10円違うんじゃないか、1円違うんじゃないかちゅうのを含めて、入札執行以降に来ちよるんで、以降に来ちよったとしても、例えば、そういう時期に来る部分については、私は、行政に対する質問事項とか、いろんな部分じゃないかということで捉えておりますので、そういう言い方になっているんですよということも、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

ですから、議会での答弁でも、別に笑い事じゃなしに、お願いしちよきたいというふうに思います。

特に、最近はどうかわかりませんが、低入札調査が発生する前には、町のほうも見ながらやると思います。じゃけ、議会以降も点数調査が入ちよるんかもわかりませんが、行政としては、やっぱりきちっと積算したものに責任を持つが、実際的には、自分たちの最低制限以下の部分でもできるんかなちゅう、いろんな調査をすると思うんで、ぜひともお願いしたいというふうに思います。

それと、町長、今の段階で、議会で最低制限価格の報告について言えないちゅうか、言うことはできないと言いますが、実際的には、議会の案件で来るのは、全体の数から言うたらわずかなんですよ、議会にかかってくる部分。

それはぜひ、私は再要望しておきますが、やっぱり議員っていうのは、何を基準に見ているかということ、入札関係、公平・公正、正しい競争がされたかどうか、そういうところが、いわゆる入札案件の基準になるわけです。

だからこそ、議会案件はほとんどかからない、議会にかける部分については、私たちは、それだけじゃありませんよ、正当な競争が確保されたかどうかというのは、それだけじゃありませんが、やっぱり、1つの指標として、最低制限価格の議会への報告、これは、議会採決案件ですが、その分はぜひ再度要請して、お願いしちょきたいというふうに思います。

私たちは、技術屋じゃないんで実はわからないんです、最低制限が幾らでどうというのはわからないんで、せめて、そういうところぐらいは整理して、きちっと報告していただきたいというのが要望の趣旨です。

議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今の要望でございますが、これ、午後になるんじゃないかと思うんですが、全員協議会で入札制度の見直しについて、またお諮りをしたいと、御意見をお伺いしたいというふうに思っておりますが、周防大島町では、平成22年の10月まで事前公表でやっておりました。

この最低制限価格を今度は、それまでは事前公表だったものが、22年の10月に事後公表ということになりました。さらに、その翌年1月には、その事後公表も非公表として今現在に至っておるわけでございます。

このことについて、理由はやっぱりいろいろあるわけでございます。それは過去にもずっとやって、いろいろな入札制度の改革というのはやってまいりました。しかしながら、これは完璧だということはなかなかございません。

きょうの午後にも、全協で皆さん方にも御意見をお伺いしたいということになりますが、ぜひとも私たちは、確あるべきだということを確認たるものを持っているというよりも、いかに公平・公正かを入札される皆さん方が、ちゃんと十分納得できる入札制度であることが一番だというふうに思っておるところでございます。

それでありまして、今、非公表としておる最低制限価格を、事後でもいいから公表してほしいということが、今、要望がありましたが、これらも含めて、後刻の全員協議会で御意見を賜りたいというふうに思っております。

議員（4番 広田 清晴君） 終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で、広田議員の質問を終わります。

.....
議長（新山 玄雄君） 暫時休憩いたします。1時まで休憩でございます。1時から再開します。

午後0時10分休憩

.....
午後1時00分再開

議長（新山 玄雄君） それでは再開をいたします。

次に、10番、平野和生議員。

議員（10番 平野 和生君） それでは、通告どおり津波発生時における対応と対策について、町道維持管理の現状と今後についての2点の質問をさせていただきます。

さきの町議選前後の住民の声を拾ってみると、圧倒的に南海トラフ大地震における津波発生時の避難方法であるとか、避難道の確保とかが多かったように思われます。

特に、久賀地区、日良居地区の低い土地に住んでいる年配の方々の声が多くございました。

町としては、防災マニュアル等を作成しているとは思いますが、住民の不安払拭のため、どのように対応しているのかお尋ねを申し上げます。

続きまして、町道維持管理の現状と今後について、この数年、町道の維持管理に大変苦労されていると思います。国道や県道のそれと比べて現状はどうなっているのか、また、管理の現状と今後のあり方、特に今、恐らく年1回の除草剤の散布と、年1回の草刈りで対応していると思いますが、それでいいのかどうかをお伺いいたします。

以上です。よろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 平野議員さんから、津波発生時における対応とその対策についての御質問でありますので、お答えをしたいと思います。

本年8月30日に、内閣府から現時点での最新の科学的知見に基づき、今後発生し得る最大クラスの、南海トラフ巨大地震による津波高等の推計が発表されました。その推計では周防大島町で最大震度6弱の揺れと、最大波高4メートルの津波が108分後に到達すると見込まれております。

昨年3月の東日本大震災の発生以来、住民の皆さんの防災、特に津波対策への関心が非常に高まっていることは十分承知をいたしております。そして、津波発生時の避難方法、避難経路等について不安を感じていらっしゃることも無理からぬことと思います。

町といたしましては、内閣府の推計をもとに、現在、山口県において詳細な被害想定が行われておりますので、その結果を待って、地域防災計画の見直しを含め、ハザードマップの作成などを実施し、住民の皆さんに周知をしまいたいと考えております。

また、もう皆さんも目にされていることとは存じますが、多くの方々からの要望もありましたので、各庁舎をはじめとして、学校や公共施設など町内200カ所に海拔表示板を設置いたしております。年内には全て完了する予定となっておりますのでございます。避難の際の参考にしていただきたいと思います。

なお、この海拔表示は、津波高が最高4mだから、それ以上のところへ避難すれば大丈夫とい

うものではありません。津波は地形によってその波高は変わりますし、遡上もいたします。津波発生時にはできるだけ早く、可能な限り高台へ避難していただきたいと思います。

避難路につきましても、地震発生後の家屋倒壊等により通常の経路が通行できないケースもございますので、常日ごろから複数の経路を想定しておいていただきたいと思います。

また、特に御心配をされていることは、高齢者や体の不自由な方など、災害時要援護者と言われる方々の避難についてはなからうかと存じます。そのような方々の避難につきましても、やはり共助と言われる隣近所、自治会等の活動が大変重要となってまいります。

そこで、今、申し上げましたようなことを勘案し、本年度の重点目標に掲げ、災害時に本当に機能する実効性のある自主防災組織の育成に、取り組んでいるところであります。

平時から訓練や情報収集を行い、災害に備え、災害発生時にはお互いが協力し、被害を少しでも軽減することに、自主防災組織は大きな役割を果たすものであります。

町といたしましては、その結成、育成には助成制度も創設し、積極的に支援することとしておりますので、総務課消防防災班へ御相談をいただきたいと存じます。

また、避難路の確保といった防災対策に資する赤線の舗装等について、各総合支所での対応の検討を現在行っているところであります。

今後とも、住民の皆さんの不安の払拭と、周防大島町内でどのような災害が発生しようとも、1人の犠牲者も出さないことを目標に取り組んでまいりたいと考えております。

町道維持管理の現状と今後についての御質問でございますが、町内には、849路線、総延長478キロメートルの町道があります。全路線について草刈り等の管理を必要としませんが、対象となる路線を、全て町で維持管理することは、延長も非常に長く大変厳しい状況であります。地区によっては、地元自治会などの御協力も得て、管理を行っているのが現状であります。

町道の草刈り等の維持管理につきましても、通常の維持管理以外に、平成21年度から平成23年度までの3年間は、緊急雇用創出事業により、一部の路線については年2回草刈りを行った路線もありましたが、平成24年度からは、従来どおりの年1回の草刈り、また、除草剤の散布による維持を行っております。

県におきましても、国道・県道の草刈りについて、昨年度までは緊急雇用創出事業を含め、年2回除草作業を行っていた区間もありましたが、今後は、従来どおり各路線での年1回の除草に係る予算を要望するとともに、道路パトロールの際、沿線の草木などの状況も注視しながら、道路の通行に支障を来すおそれがあるものについて、順次伐採や除草に取り組むたいとの意向を伺っております。

年1回の除草剤の散布と、年1回の草刈りでよいのかという御質問でございますが、町としては、安全面からも年2回以上の除草作業を行いたいとは思いますが、少しでも多くの路線につい

て維持管理をしていきたいという主旨から、年1回の草刈り、または必要に応じて除草剤散布で実施したいと思っております。

なお、緊急雇用創出事業を除いた通常ベースでの草刈り経費につきましては、平成21年度が1,296万6,000円、平成22年度が1,194万1,000円、平成23年度が1,226万4,000円となっております、平成24年度予算ベースでは1,283万円を計上しておるところであります。

町道の除草、伐採等につきましては、通行に支障となる箇所について計画的に行っておりますが、全ての路線について対応できていないのが現状であります。今後も各地域の皆様にも御協力をいただき、町としても、できる限り安全に通行できるよう努めてまいりたいと考えております。

議長（新山 玄雄君） 平野議員。

議員（10番 平野 和生君） 町長の先ほどの答弁の中で、海拔表示ですよ、多分、9月議会のときにその海拔表示標識をつけるということでしたが、あんまり見てないわけですよ、本庁とか支所とかへ行かない限り。二百数十枚は、もうその公共施設に、まだ完璧じゃないわけですね、年内に張るということで。

例えば、主な県道とか国道とかの看板に張るということは、できないんでしょうか。なかなか公共施設に行くお年寄りっていうのも少ないんじゃないかと思うんですよ。

本当に会うたびに、こんな避難道をどねえかせえとか、町から指定された避難道だけでは、これはだめなんだとか、いろんなそういう声があるわけですよ。その点を、その海拔表示を公共のところだけではなく、もっと道路で目立つところとか、もう沈むところ、沈む表示をしてもしょうがないじゃないですか。

例えば、日良居の出張所なら2.何メートルでしょう。もう4メートル、5メートルが来るっちゅうたら沈むところですから、まだ、これぐらいならえかろうという、6メートル、8メートルぐらいのところを表示すべきじゃないかと思います。

また、それと我々も、前々回の議員のときに、阪神・淡路大震災で北淡町というところに、多分、視察研修、民生委員だけじゃったかいね、行ったときに、物すごくそこは死者もほとんど出ずに、対応が職員とかよかったわけなんですよ。

そういう関係で、もう僕らは未知数じゃないですか、その災害。それで今、実際に遭われた東北の職員の方とか、その北淡町の職員の方とか、提案なんです、こちらに来ていただいて、そういう対応とかしていただくように、お話とかできないもんでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 以前にも、ここで御答弁させていただいたと思いますが、国道、県道につきましては、国・県のほうで海拔表示を行うということがございます。実は、町のほうでも、

その国道、県道につけようということで、予算計上をしておるときに、国・県のほうからも、国道、県道にはやるということでございましたんで、町のほうは、その予算は組まなかったという経緯がございます。

ただ、まだ、国道、県道には表示がされておりません。しかしながら、これは国・県がやるということになっておるんだろうと思っております。

それと、公共施設も、当然、その低いところと高いところがございます。この海拔表示のところに避難所として来ていただきたいということではなくて、例えば、ここで言えば、周防大島町の大島庁舎の玄関を見たら、ここが3.7メートルだということを自覚してもらいたいということでございます。

そのようなことが、郵便局とか農協とか、いろんなところに出ておりますので、ここがその標高である。また海拔であるならば、せめてどこぐらいの山まで逃げんにゃいけんねということ、自覚してもらいたいということでございまして、ここが3.7メートルだから、ここに来てくれということじゃ、全くないわけでございます。

そういうことで、今、一応、200カ所ほど、町内の公共施設につけてまいりました。もう間もなく年末で完了するというふうな報告を受けておりますので、ぜひともそれを見て、地域住民の皆さん方には、ここが幾らなら、どこまで逃げんにゃいけんねというような参考にしてもらいたいということでございます。

また、これで終わりかという質問も聞いております。そういうことで、例えば、もう少し標高の高いところで、避難所に指定されておるといふようなところに、つけたほうがいいんじゃないかというの、この間、御意見いただきましたが、これからまたそのことにつきましては、検討させていただきたいというふうに思っております。

その後段の件でございますが、被災をされた自治体の職員の皆さん方に、講演なり、またそういう体験談をしてもらったらどうかということでございますが、いろいろな講演会等をやることはやぶさかではありません。ただ、今現在、復興に非常に取り組んでおります被災地の自治体の皆さん方に、この地域まで来ていただいて御講演をいただくというのは、非常に難しいんじゃないかというふうに思っております。

しかしながら、その講演のことにつきましては、自治体の職員ではなくても、いろいろなところで、防災対策に関する講演の方というのはたくさんあります。

県の防災センターの指定管理を町が受けております。それで、町の防災センターの所長あたりは、そういうふうなことを勉強や、そしてまた資料をちゃんと集めておりまして、そこで防災センターの職員と所長と一緒に、各地区に出ておりまして、御要望があれば、その講演会や、または防災に対する講演を一緒にやっていただけるということになっておりますので、それはまた、

町の消防防災班なり、防災センターのほうにも御相談をかけていただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元総務課長。

総務課長（奈良元正昭君） 被災地の職員の方をお呼びして講演をというような御提案でございます。職員については、今、町長が答弁したとおりだろうと思っております。

ですが、町といたしまして今、来年の1月27日に気仙沼の公民館長さん、ちょっと名前を忘れたんですけども、お招きして、自主防災組織の関係で、いろいろ御活躍をされている方とお伺いしております。この方をお招きいたしまして、橘総合センターで防災講演会を実施することで、今、計画をいたしております。

日程等々、詳しく決まりましたら、また議員の皆様方にもお知らせしますし、広報等で住民の皆さんにも周知して行いたいと思っております。ぜひ皆さん方も御聴講いただければというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 平野議員。

議員（10番 平野 和生君） ありがとうございます。ぜひとも僕も参加したいと思いますので、よろしくお願いできたらと思います。

町道の草刈りの件ですが、やっぱり場所によっては、もう1回で済まないところもございます。中には、学校の子供たちの通学路になっている町道もございますので、できるだけ善処していただくよう要望して、一般質問を閉じたいと思います。ありがとうございました。

議長（新山 玄雄君） 以上で、平野議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

・

議長（新山 玄雄君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次の会議は、明日12月19日水曜日、午前9時30分から開きます。

事務局長（中尾 豊樹君） 御起立願います。一同、礼。

午後1時16分散会